

栗津惣中

波佐谷惣中

六月朔日。温井景隆等、羽咋郡四町村の永三に、  
貳拾俵の地を扶持す。

一六七〇

【四町村文書】 羽咋郡  
從先年至此度迄、此方へ見付馳走之段神妙候。就其大河分之内を以、貳拾俵令扶持候。彌分而可抽忠節事干用候。穴賢々々。

天正八

六月朔日

景隆 在判  
長盛 在判

四町 永三

六月五日。温井景隆等、鳳至郡諸橋村次郎兵衛を  
して、諸橋六郷の百姓に馳走を命ぜしむ。

【諸橋文書】 鳳至郡

一六七一

此度別而於抽馳走者、千疋永代可令扶持候。涯分六郷之百姓共不殘罷出、普請等に至迄急度馳走仕候様、可申

付事肝要候也。穴賢々々。

天正八年

六月五日

景隆 在判  
宗隆 在判  
堯知 在判  
長盛 在判  
盛光 在判

諸橋

次郎兵衛どのへ

六月九日。本願寺教如、越中勝興寺に、加越の  
實情視察の爲に寺内織部佑等を派遣したること  
を報す。

【勝興寺文書】 越中

一六七二

急度染筆候。當國・賀州之事、近年餘無正体猥に付而、國之様躰爲可聞届、寺内織部佑・井上善五郎等をさし下候間、被相談、再度遂本意候様に各馳走、佛法世間共以可悦入候。猶按察法橋可申候。穴賢々々。

天正八年  
六月九日

勝興寺御房

教如 在判

七月六日。越中の波々伯部秀次、上杉景勝の臣  
黒金景信に、景勝の加賀出馬を懇願せしむ。

【別本歴代古案】

一六七三

乍恐令啓上候。仍渡野邊藏助被罷下候間、兩國之様子態申上候。

一、賀州表之儀、去月廿三日ニ於西河口合戦候而、御山  
之人數二百余うちとられ候。又去月廿八日ニ山内之口ニ  
て合戦候而、三百七十餘うちとられ候。何も山内衆の勝ニ  
罷成候間、可被得其意候。早速御屋形様被成御出候者  
先以三ヶ國ハ其日ニ御利運ニ可罷成候。加越之諸一僉  
何も相待申候。

（越中彌波郡）

一、當國河上表之儀、井波も明申候。其外要害其他もな  
をし被申候。就其諸侍諸一僉、其表早速被成御出馬候  
へかしと相存候。先勝ニ可被成候間、彌早々御調儀專一  
ニ候。五ヶ山・白河までも無別儀相待申候間、可被成其

御心得候。態筆ニ申度候へ共、有増卒度々々申上候。委渡  
藏へ申渡候間、態可被御尋候。恐惶謹言。

天正八年

七月六日

秀次

黒金兵様  
（黒金兵部少輔景信）

參人々御中

（山内衆とあるは一向一揆の首領鈴木出羽守の一味  
なるべく、御山衆は佐久間盛政の勢なるべし。西河  
はニシカハにして、石川郡白山宮附近に於いてその  
西方を流るゝ手取川の一部をいふ。）

七月十七日。織田信長、本願寺教如に、その大  
坂開城の後加賀を返付すべきこと等を約す。

【本願寺文書】 山城

一六七四

條々

一、人質爲氣仕可遣事。  
一、往還末寺如先々事。  
一、賀州之儀、大坂退城以後於無如在者可返付事。